

平成 27 年第 1 回美唄市総合教育会議議事録

- 1 と き 平成 27 年 5 月 13 日（水）
午後 1 時 00 分 ～ 午後 1 時 42 分
- 2 ところ 市長会議室
- 3 出席委員
高橋市長 高橋教育委員長 森田教育委員 間島教育委員
齋藤教育委員 早瀬教育長
- 4 説明員
総務部
中平部長 佐藤課長 村上主幹 置田主査
教育委員会
伊藤部長 阿部課長 西田主幹 高橋主査
- 5 開会
- 6 会議の運営に関し必要な事項を定めることについて
(1) 美唄市総合教育会議設置要綱（案）
(2) 美唄市総合教育会議傍聴要綱（案）
- 7 協議事項
(1) 会議の進め方及び協議事項について
(2) 大綱について
(3) 教育行政の運営方針について
(4) 次回会議日程について
- 8 その他
- 9 閉会

概要記録

13:00

●中平部長（総務部） それでは定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第1回美唄市総合教育会議を開会いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。私、本日の会議の司会進行を務めさせていただきます総務部長の中平でございます。よろしくお願いします。それでは開会に先立ちまして、高橋市長からご挨拶を申し上げます。

●高橋市長 皆さんこんにちは。教育委員の皆様におかれましては、時節柄何かとお忙しい中、本日の会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、高橋委員長をはじめ、教育委員の皆様方には、日頃より美唄市の子どもたちの教育の充実・発展のために大変なご尽力を頂きますことを心から感謝申し上げたいと思います。さて、この総合教育会議は皆さんご承知のとおりと思いますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図って、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に設けることとされているものであります。そこで、市長部局と教育委員会、それぞれ、責任と役割を着実に果たしていくことは大前提でありまして、教育行政について、子どもたちにとって、何が必要なのかという事を、同じテーブルの場で協議させていただく事が重要であると受け止めております。これまでも、教育委員の皆様とはさまざまな機会でお会いし、お話をさせていただいておりますが、更に、こういった場で議論を深めることができるのは、大変、意義深いものと受け止めております。この会議が、大きなきっかけとなりますことを心からご期待を申し上げまして、簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●中平部長（総務部） それでは以降、着席したまま進めさせていきたいと思いますので、ご容赦いただきたいと思います。続きまして、次第の2に移りたいと思います。本日は第1回目の会議という事でありますので、会議の運営に関して必要な事項を定めるという事で、美唄市総合教育会議設置要綱（案）及び美唄市総合教育会議傍聴要綱（案）の2件について、まず、ご説明いたします。

●村上主幹（総務部） 総務課の村上です。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。まず、はじめに、総合教育会議設置要綱（案）について、総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項によって、地方公共団体の長は、総合教育会議を設けることとなっております。

ますことから、市の設置要綱を制定しようとするものであります。要綱（案）は第1条から第10条までで構成されておりまして、この内容について申し上げますと、第1条は法律の規定に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市、教育行政の重点的に講ずべき施策について協議及び調整を行い、同じ方向性の下、連携して効果的に推進していくため、美唄市総合教育会議を設置するとその目的・趣旨を規定してございます。第2条は会議の所掌事項について、法律第1条の4第1項に規定するところによるという事で規定しており、法律に規定されてある内容といたしましては、1つとして、大綱の策定。2つとして、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に起こすべき政策。3つ目として、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、これを、協議・調整を行う事となっております。第3条には、会議の構成員について規定しており、これは、市長、教育長、教育委員の皆様をもって構成するとなっております。第4条では、会議は、市長が招集し、議長となる規定のほか、教育委員会からの市長に対して、会議の招集を求めることができる旨を規定しております。第5条には、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる旨を規定しております。第7条では、この会議は、公開するものとする。第8条では、議事録の作成と公表するものについて規定し、第9条には、事務局を総務部総務課に置くという事を規定しています。総合教育会議につきましては、法律に基づく設置となっており、以上の内容を規定して、美唄市総合教育会議の設置について形づけるものであり、施行日は、本日、平成27年5月13日とするものでございます。続きまして、総合教育会議傍聴要綱（案）について、ご説明いたします。総合教育会議は、原則、公開となっておりますので、傍聴するにあたって、一つのルールという事で、要綱を制定しようとするものであります。構成といたしましては、第1条から第8条までとなっております。主な内容について申し上げますと、第2条には、傍聴の手続きの事項。第3条には、傍聴することができない者の該当項目。第4条は、入場の制限についての事項。第5条では、傍聴者の守るべき項目。第7条には、傍聴者の退場しなければならない、又は退場させることができる項目を規定しております。この要綱につきましても、施行日は、本日、平成27年5月13日とするものでございます。以上でございます。

●中平部長（総務部） ただいま、2つの要綱（案）について、ご説明申し上げましたけれども、これら2件につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

か。

●市長・各教育委員 ありません。

●中平部長（総務部） ありがとうございます。それでは、ご承認という事でよろしいでしょうか。

●市長・各教育委員 はい。

●中平部長（総務部） それでは、ただいま、説明申し上げました内容につきまして、（案）を削除いたしまして、会議の運営につきましては、今後、この要綱に基づいて行ってまいりたいと思います。ただいま、ご承認いただきました総合教育会議設置要綱第4条の規定によりまして、この後の進行につきましては、市長が議長になるという事になっておりますので、協議事項3以降につきましては、市長の方をお願いしたいと思います。それでは、市長お願いいたします。

●高橋市長 それでは、要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、はじめに、協議事項の1つ目、会議の進め方及び協議事項について、説明をお願いいたします。

●阿部課長（教育委員会） 学務課 阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。協議事項（1）会議の進め方及び協議事項につきましては、ただいま、美唄市総合教育会議設置要綱のご説明がございましたので、私からは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の概要と、主に総合教育会議の協議事項についてご説明を申し上げます。参考といたしまして、地教行法の新旧対照表を後ろに付けていただきましたので、引用条項等ございましたら、ご確認いただければと考えております。それでは、資料1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要につきまして、ご覧いただきたいと思います。これにつきましては、何度かご説明させていただいておりますので、改めて、ご確認という事でご説明させていただきたいと思います。はじめに、趣旨ですが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものとされております。概要につきましては、1、教育行政の責任の明確化を図ることといたしまして、1つ目には、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くこと。2つ目には、教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行うこと。3つ目には、教育長は、教育委員会の会議を総理し、教育委員会を代表すること。4つ目は、教育長の任期は3年とすること、教育委員さんにつきましては、これまでの4年となっております。5つ目には、教育委

員から教育長に対し教育委員会議の招集を求めることができること。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告すること。2、総合教育会議の設置、大綱の制定については、1つ目に、首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成されること。2つ目には、首長は総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を制定すること。3つ目には、会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないこと。この構成員につきましては、首長と教育委員会ということになっております。3、国の地方公共団体への関与の見直し。いじめによる自殺の防止等、児童生徒の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）の見直しを行っております。4、その他といたしまして、1つ目に、総合教育会議及び教育委員会議の議事録を作成し公表するよう、努めなければならないこととされました。本日の総合教育会議、本年4月以降の教育委員会議の会議録を美唄市HP上で公開する方向性で、現在、準備を進めているところです。2つ目に、現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職すること。これにつきましては、関係条例、規則に係る経過措置につきまして、関係条例・規則施行後引き続き、教育長として在職する間、現在の早瀬教育長におかれましては、平成28年12月31日までとなっております、この期間につきましては、なお従前の例にすることとし、旧条例、規則が適用されています。次に、資料2、総合教育会議について、ご説明申し上げます。◆の3つ目、このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置するということになっております。1、構成メンバーにつきましては、1つ目に、構成は執行機関である首長と教育委員会。2つ目に、議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聞くことも可能とされております。2、協議事項等につきましては、改正地教行法によりまして、第1条の4の規定により、総合教育会議において協議し、調整する事項につきましては、1つ目として、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定。2つ目に、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。3つ目に、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき処

置。次の2つ目ですが、首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行すること。3つ目、会議の運営についてでございますが、総合教育会議設置要綱の中でご説明ありましたが、1つ目に、総合教育会議は首長が招集すること。2つ目に、教育委員会から首長に対して、総合教育会議の招集を求めることも可能となっております。3つ目、総合教育会議は原則公開となっております。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合については、非公開とすることが可能となっております。4つ目に、議事録の作成・公表については、努力義務となっておりますが、本日の会議録を作成いたしまして、総合教育会議をHP上に公開する予定としております。5つ目、その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定めることとなっております。次に、資料の3ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」がございます。これにつきましては、総合教育会議の協議事項について、ご説明させていただきたいと思います。10ページをお開きください。中ほどに、2 留意事項とありますが、総合教育会議の留意事項でございますが、今回の改正は、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図ることとしております。（2）総合教育会議における協議事項、協議・調整事項についてでございますが、①法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味することであることとしております。この「調整」というのは、地方公共団体の長と教育委員会の事務の調整という事になっておりまして、調整がついた事項については、尊重義務が生じることとなっております。2つ目、総合教育会議は地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないとされております。3つ目、総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこととされております。4つめ、一方、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の地方公共団体の長の権限に関わらない事項であり、調整の対象とならない

ものの、協議することは考えられるものであることとされております。5つ目、総合教育会議において協議し、調整すべき対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきであり、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できる趣旨ではないとされております。(3) 会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例といたしましては、法第1条の4第1項第1号に該当する事項として想定されるものとしたしましては、この第1項第1号というのは、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき政策とされております。1つ目には、学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項とされております。2つ目には、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項とされております。2つ目に、法第1条の4第1項第2号における「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものとしたしましては、1つ目として、いじめ問題等により児童、生徒の自殺が発生した場合。2つ目として、通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。3つめとして、また、法第1条の4第1項第2号における「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものとございますが、これにつきまして、「等の緊急の場合」とは、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずるべきものとなっております。これにつきましては、説明の1つ目のポツ、災害の発生により生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局と連携が必要な場合。2つ目のポツとして、災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、市長担当部局と連携する場合。3つ目のポツとして、犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じる恐れがある場合。4つ目のポツとして、いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合となっております。重大事態とは、いじめ等によりまして、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合があると認められた場合となっております。以上、資料

1 から資料 3 の説明を終わります。

●**高橋市長** ありがとうございます。ただいま、説明がありました件につきまして、皆様方から、何かご意見等あれば承りたいと思いますけれども、何かございますか。ご質問などを含めて承りたいと思います。よろしいですか。

●**各委員** はい。

●**高橋市長** それでは、次に移ります。協議事項の 2 つ目、大綱の策定について説明をお願いします。

●**佐藤課長（総務部）** 総務課の佐藤と申します。よろしくお願いします。私から大綱の策定について説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料 3 6 ページをご覧くださいと思います。第三、大綱の策定についてとありますが、地教行法の改正によりまして、地方公共団体の長は教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、あらかじめ総合教育会議において、協議の上で定め、大綱を定めたときは遅滞なく、公表する事とされました。次に 7 ページの 2 の留意事項になりますが、首長は、民意を代表する立場であるとともに、教育委員会に関する予算の編成・執行や条例提案などの権限を有しております。また、地域の福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となってきました。地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術・文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るものでございます。（１）大綱の定義でございますが、地方公共団体の教育、学術・文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について策定することを求めているものではございません。（２）の大綱の記載事項につきましては、大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられておりますが、主として、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針などが考えられます。また、地域の実情に応じて設定をすることとなりますので、必ずしも網羅的に記載する必要はないものとされております。記載事項の例としましては、資料 4 をご覧いただきたいと思います。こちらの大綱と協議・調整事項のイメージに大綱の例が示されておりますが、いつまでに全学校の耐震化を完了する。学校の統廃合を推進する。少人数学級を推進する。自然体験活動の機会を充実する。食育を推進する等、このようなことがイメージされているところでございます。なお、策定された大綱につきましては、首長と

教育委員会双方に尊重義務がありまして、策定した大綱の下、それぞれの事務を管理し執行していくこととなり、首長としての教育施策に関する方向性が明確化されることとなります。本市においては、教育基本計画等、これらに準ずる計画がないことから、大綱を策定することと考えております。資料の5をご覧くださいと思います。大綱に記載する事項・策定スケジュールについてでございますが、記載事項としましては、教育に関する理念として、学校教育、生涯学習・生涯スポーツを目指すべきものなどが考えられまして、このことに関して、現状や今後の状況等、考慮すべき背景を基とした各施策の方向として、学校の適正配置、公立幼稚園の方向性、超高齢化社会における学習環境づくり、文化芸術創造都市としての活動が考えられるところであります。これら策定のスケジュールにつきましては、下の方にあります。今、申し上げた内容を整理いたしまして、教育委員会、市長部局、それぞれにおいて協議検討を行い、11月には、たたき台を作成して、次回開催予定の総合教育会議において、協議・検討を行っていただきたいと思いますと考えております。その後、更に協議を重ね、来年の3月には大綱を確定したいと考えております。以上でございます。

●高橋市長　ただいま、大綱の記載事項や策定のスケジュール等々、資料に基づいて説明を頂きました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。

●高橋教育委員長　大綱の中の保育所・認定こども園の福祉の管轄になるところもありますけど、それについての調整はどうなのでしょう。

●佐藤課長（総務部）　具体的には、国で示された例等の中に保育所とかがありますが、幼稚園教育という部分を考えますと、保育所の存在というのもやっぱり外しては考えられない部分もありますので、そのへんも参考、視野に入れていくことになるのかと考えています。

●高橋市長　教育委員会側と市長部局側との会議が、そういった事の課題解決のために、こういった場で議論していくことはいいのではないかと思います。

●早瀬教育長　保育所は教育委員会の管轄になるとの視点がある。そういうものを含め扱ってもいいという事になるし、それから、教育を考える上で、幼稚園に絡めて保育所というものも考えていきたいという事から、こういう表現になる。要するに一緒に考えて行くという事なのでしょう。ただ、そこで、この会議の中で保育所の運営について、こうでなければならないということを論ずることにはならないし、そこを視野に入れた教育を協議していくことになっていると思います。

●高橋市長　市長部局もそういった解釈でよいですか。

●佐藤課長（総務部） 管轄は市長部局において福祉の部分になりますけども、やはり子ども全体の幼児教育という部分では影響はあり、関連は出てくると思いますので、そういう部分を視野に入れた上で、具体的に保育所をどうするという部分は別として議論するものと思われます。

●高橋市長 詳細については論じなくても、大まかな部分に関して、構成だとかに関しましては論じる機会を設けましょうという事です。

その他、何かございますか。それでは、特にご発言もないようなので、次に移ります。協議事項の３つ目、教育行政の運営方針について事務局から説明をお願いします。

●伊藤部長（教育委員会） 教育部長の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。今まで説明のありましたことを踏まえ、今年度、教育委員会事務局として、どういう政策、どういう事務事業を進めて行くのかという事でご説明をさせていただきたいと思います。資料６をご覧ください。これまで何度か説明する機会もございましたので、本日、ポイントのみ絞りまして説明させていただきます。まず、今年度の業務目標という事で、最優先課題としまして、老朽化が進んでおります施設の機能の維持・向上を図るということを、まず掲げております。加えて、３つの重要課題といたしましては、学力の向上、体力の向上、生涯学習環境の向上を進めていきたいと考えております。長期的には、これらを合わせて「人間性豊かな人づくり」を目標として進めていくこととしています。その具体的な内容につきまして、矢印の下、３の重点的に取り組む事項に、若干整理しておりますが、まず、学力の向上につきましては、本市においては、確かな学力育成プランというのを作成しております。全国学力学習状況調査の結果の分析を踏まえて、どういう対策が必要かということを取りまとめたものであります。具体的には習熟度別の指導、複式学級におきます支援員の配置、また、保育所を含めた幼少連携や小中連携の推進、現在、中学校に新しいパソコンが配置できましたので、それらを活用した ICT の活用と、そんなことも考えておりますし、家庭への啓発という事では、家庭学習の手引きなどを作成して、家庭学習を少しでも充実していただくような啓発を進めているところです。また、グリーン・ルネサンス推進事業は、ご承知のように、小学校を中心としまして、農業体験学習を行っています。この中で、幼稚園、中学校や高校との連携も図りながら、食の教育を進めているところであります。体力の向上につきましては、子どもと大人と分けて考えていますが、子どもについては学校におきます一校一実践の取り組み、それから、学校外につきましては、キッズ・アスリートスクールという小学校２年生までを対象とした体力作り教室のようなものを行っており

ますし、また、日ハムとのパートナー協定に基づいた、少年野球教室やダンス教室の開催などに取り組んでいるところです。それから、大人につきましては、高齢化が著しく進んでおりますので、いつまでも健康でスポーツに取り組む環境作りというのが大事になってきていると思っておりますので、生涯スポーツの推進として中心に進めていきたいと思っておりますので、これが、疾病予防や介護予防にも繋がるのではないかと考えております。それから、生涯学習環境の向上につきましては、今年度、体育センターにつきましては、トイレや玄関スロープの改修を予定しております。また、学習機会の充実の中では、無形文化財保護活動支援という事で、「峰延獅子舞」が、本市の無形文化財の指定を受けていますが、現在、活動休止中ということでありますので、活動再開に向けまして支援をしていくこととしています。更に、留意すべき課題として、太枠でいくつか掲載しておりますが、まず①の、小・中学校の子どもたちの数が減っていることを踏まえまして、学校の適正配置の方向性をまとめたいという事で、昨年8月から教育委員会議の中でご協議をいただいているところで、本年中を目途に、一定の方向性を出したいという考え方であります。それから、⑤の、いじめ問題審議会（仮称）につきましては、国のいじめ防止対策推進法に基づいた、教育委員会における附属機関を、本年の夏頃を目途に設置をしたいと考えております。⑦の「文化芸術創造都市」の展開につきましては、本年3月に、文化庁の長官表彰を頂くこととなりましたので、この受賞を機に、文化庁の補助制度の活用等も含めまして、今後の展開について、本年度中に十分協議していきたいと考えているところです。それから、個別のスケジュールについて簡単に申し上げます。一番下の、6、年間スケジュールをご覧くださいますと、まず、5月の中で太枠の所で、チャレンジデーというのがございますが、今月27日、愛知県の大治町との、運動・スポーツ参加者率を競うという視点で、市民総ぐるみの運動習慣作りの取り組みを、今年度、初めて取り組むこととしております。それから、6月の下から2段目ですけど、先ほど申し上げました、文化庁長官表彰の表彰式が6月23日に、文化庁長官をお迎えして、アルテピアッツァ美唄で行う予定となっております。それから、11月の下から2段目になりますが、「峰延獅子舞」の活動再開に向けまして、獅子舞に関するシンポジウムを開催したいと考えておりまして、大学の先生をお迎えした基調講演ですとか、獅子舞の実演などをやりたいと考えております。以上、今年度ポイントとして、教育委員会で進めたいと思っている内容につきまして、ご説明申し上げます。以上でございます。

●高橋市長 ただいま、伊藤教育部長の方から、教育委員会の運営方針、主要施策、スケジュール等のご説明がありましたけども、この件について、何か、皆様方から

ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思いますが、何かございますでしょうか。それでは、特に、ご発言がないようでございますので、次に移りたいと思います。協議事項の４つ目、次回会議日程についてお願いします。

●村上主幹（総務部） 協議事項の４つ目、次回会議の日程についてであります、先ほど協議事項の大網の策定の部分でも説明させていただきましたけれども、今後、この大網の策定にあたって、記載事項の整理、策定作業に入るわけですが、その素案的なものを、１１月には作成したいと考えております。また、例年１１月中旬頃には、次年度の予算編成方針が財政当局から出されますので、この時期、１１月に大網の（案）と、次年度予算の調整事項等を協議事項として、１１月頃に開催したいと事務局として考えております。以上でございます。

●高橋市長 ただいま、開催のご提案がございましたが、次回会議の日程、協議事項について、皆様方からご質問承りたいと思いますが、何かございますでしょうか。なければ、協議事項について、その他に移りたいと思いますが、その他について、何か、皆様方からありますでしょうか。この後、何か確認したいことがありましたら、教育委員会、あるいは市長部局にご連絡をいただいて確認をしていただければと思っております。それでは、協議事項については、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●中平部長（総務部） ただいまの協議事項につきまして、予定されていたものすべて終了いたしました。ありがとうございます。次に、次第の４にあります、その他でございますけれども、事務局の方からは特にございませんが、委員皆様の方から、この機会に何かご意見なりございましたらお願いしたいと思っております。ないので、これをもちまして、第１回美唄市総合教育会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

13:42 終了

以上会議の顛末を記載する。